

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「上場手数料等に関する規則」の一部改正を行い、平成23年10月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)の一部改正に伴い、自社株対価公開買付けの利用が促進されることが想定されることから、自社株対価公開買付けに伴う新株の発行に関する上場手数料の取扱いを明確化するため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正するものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

1. 改正概要

自社株対価公開買付けに伴う新株の発行に関する上場手数料の算出においては、発行価格に相当するものとして、当該公開買付けの決済の開始日における自社株の最終価格を用いることを明確化します。

(備考)

・上場手数料等に関する規則第2条第2項第5号の2

2. 施行日

平成23年10月1日から施行します。

以 上